

本日も議論いただきたい事項

1. 立地に応じた保険料の割増・割引（立地割増・立地割引）について

地震保険料率については、リスクに応じて差異が生じるのは当然であるが地震保険の性格上その開差はあまり大きくならないように運用されている。地震保険が保険であると同時に連帯の仕組みであることも踏まえて、極端な料率格差は適当ではないことから、現状、災害を類型毎ではなく全体として把握し、リスクを踏まえた上で3つの等地に区分されている。また、加入者の耐震化インセンティブ強化などの観点から耐震割引の仕組みが設けられている。

- ・ 地震保険が保険であり、かつ、社会的連帯の仕組みでもある点、従来の割引は加入者の自助努力に着目したものである点を踏まえ、立地割増・立地割引の導入の検討にあたっては、どのような考え方の整理を行い、これを進めていくことが適当か。

例えば、立地割増・立地割引には、地震保険の加入者に対するリスクアラートとしての機能や、割増・割引を通じてリスクをより反映するという意味での公平に資する面があると考えられる一方で、（制度設計如何でもあがるが）相対的にリスクの高い地域に居住せざるを得ない人々の排除につながるおそれもある。こうした点やこれまでの整理を踏まえどのような整理が可能か。特に、各災害についてのデータ整備が区々であり、当面、全ての災害類型についてそのリスクを十分に把握できない状況で特定のリスクに着目して立地割増・立地割引を行う場合には、加入者の公平の観点からも整理が必要と考えられるが、どのような整理が可能か。

- ・ これまでの研究会等における議論では、データが既に整備されている地域からでも先行して導入すべきという意見と、データが十分でない現段階での導入は契約者の納得を得られないのではないかという意見が示されている。このため、少なくとも、近い将来に全国的にデータが揃う可能性が高い災害（津波）に着目して具体的な制度の検討を進め、上記論点や実務面も含め整理すべき課題を抽出することとしてはどうか。その際、立地割増・立地割引による料率、顧客説明の分かりやすさ、事務コストの他に、検討すべき点はあるか。

(参考1) 地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書(平成24年11月)抜粋

1. 総論

(2) 地震保険制度の役割

地震保険は、地震被害を補償する保険金を保険料で賄うという形で地震リスクに備える「保険」であるが、市場原理に基づく「保険」の論理だけでは負担しきれない地震に対する備えを、国の関与の下、社会的な「連帯」の仕組みとして提供しているものと捉えることができる。このように、地震保険は、「保険」としての側面と「連帯」としての側面を併せ持っている。

「保険」の側面からは、例えば、リスクに応じた保険料率の設定により、社会全体の地震に対するリスク量(被害額)を低下させるリスクコントロール機能の向上を図るという視点が重要である。他方、リスクをそのまま保険料率に反映させると、リスクの高い地域に居住せざるを得ない人々を地震保険から排除することにもなりかねず、「連帯」の観点からは、社会全体でリスクを分担することが必要となってくる。地震保険の制度設計にあたっては、いずれかに偏ることなく、「保険」、「連帯」双方のバランスをとることが重要である。

4. 保険料率

地震保険の保険料率は、「地震本部」の作成する震源モデルを基礎として算出されている。震源モデルについては、現在、東北地方太平洋沖地震を新たに織り込むとともに、南海トラフの再評価を行う等の改定作業中である。地震保険料率については、新たな震源モデルを待って、それに基づき改定することとなる。現時点で新たな震源モデルの影響を見通すことは困難であり、不確定要素もあるが、本報告書においては、保険料率体系やリスクに応じた割引制度等の大枠について、保険料率の等区分における料率格差の平準化を図る一方、耐震割引のめりはりを効かせるようにすべきなど、基本的な考え方を示すこととした。…

(2) 立地割増・立地割引

地盤特性による揺れや液状化のリスク、沿岸部における津波のリスクといった立地におけるリスクの相違を現在よりもっと保険料率に反映させるべきか検討を行った。

津波等のリスクの高い地域から安全な地域へと人々を誘導し、地震保険制度のリスクコントロール機能の向上を図るためには、立地リスクの相違をできる限り保険料率に反映させることが適当である。このような観点からは、立地リスクの特に高い地域を対象とした立地割増や特に低い地域を対象とした立地割引の制度を導入することが考えられる。

この点については、後述の耐震性については料率格差により耐震化促進を図ることが期待できるのに対し、立地については、たとえリスクが高くても、そこに住まざるを得ないような事情もある中で、例えば、津波リスクを忠実に保険料率に反映させると、沿岸部の住民を地震保険から排除することにならないか懸念される。また、境界線上では、同一都道府県内の隣り合った家同士で料率格差が生じることになるが、保険契約者がそのような格差を納得感を持って受け入れることができるかどうか懸念がある。

立地割増や立地割引の導入については、立地による料率格差について保険契約者の納得感が得られるまでにリスク算出の信頼性を高めることができるか、という点も含め、今後の課題として引き続き議論していく必要があるものとする。

(参考2) 「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめ(平成27年6月24日)抜粋

IV. 地震保険料率

(5) 地震保険料率に関して残された課題

②立地割増・立地割引

地震保険制度のリスクコントロール機能の向上を図るためには、沿岸部における津波リスク等の立地によるリスクを地震保険料率に反映させることが望ましい。ただし、立地による料率格差について保険契約者の納得感が得られるまでにリスク算出の信頼性を高めることができるかということが課題となっている。

また、この課題については、今後とも予測地図の震源モデルの更新などにより地震保険料率の改定が考えられるなかで、地震保険料率のメリハリを利かせる観点からも検討が必要である。

本件については、損害保険料率算出機構が平成 26 年度から 2 年間をかけて、「リスク算出の信頼性に関する研究」を実施しており、その結果を踏まえて、実施の可否について検討する必要がある。

2. 建物と家財の被害に係る支払状況の研究の中間報告について

- ・ 損害保険料率算出機構による「建物と家財の被害に係る支払状況の研究」の中間報告を踏まえ、引き続き研究を進めていくにあたり、建物の性能と家財の被害の関係など検討を深めるべき点はあるか。

(参考) 地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和元年8月)抜粋

3. 損害区分の変更に係る検証

フォローアップ会合の議論のとりまとめにおける「損害査定の迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましい」との整理を受けて、平成29年1月以降の契約から、それまで「全損」「半損」「一部損」の3区分であった損害区分について、「半損」を分割し「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の4区分へと変更されている。

こうした中、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震は、4区分の契約者についての被害が一定数見られたことから、損害保険業界において、それぞれの損害区分の状況を調査したところ、大半損の件数に比して小半損の件数が多かったとの報告があった。

ただし、地震ごとに損害の傾向には差異があると考えられることから、今後も損害保険業界においては、損害状況の分析やデータの収集を進め、損害区分の変更に伴う影響を検証し、今後の制度の検討に繋げていくことを期待したい⁵。

⁵ 委員からは、今後は建物と家財の料率を異なるものとすることも検討の余地があるのではないかとの意見があった。

(以上)